

緊急時における注意事項

1. 暴風警報発令時の処置 ※大雨警報のみは対象外

(1) 午前6時30分現在（～8時）、京都市に上記警報発令中のとき

→ 家庭待機

(2) 午前8時現在

① 警報継続中のとき

→ 臨時休校（家庭学習）

② 警報解除のとき

→ 10時30分 HR
3校時より授業

(3) 登校後警報が発令されたときは、その状況を考慮したうえ、学校近くの生徒は帰宅させるときがある。他の生徒は危険が去るまで、学校で保護をする。この場合、休校の連絡並びに下校させる時間帯を電話連絡により知らせる。

(4) 臨時休校等により授業が欠けた場合、原則として、その学期中に回復措置をとるものとする。

(5) 京都市以外の、生徒が居住している地域に警報が発令されている場合は、その地域に住んでいる生徒は、一旦自宅待機とします。その際担任または学校までご連絡ください。

2. 交通機関ストライキ時の処置

午前7時現在で、JR・大手私鉄（京阪・近鉄・阪急）・都市交通（市バス・地下鉄）の3社のうち

2社以上がスト決行中のとき →

臨時休校（家庭学習）

1社だけがスト決行中のとき →

3校時より授業

(1) 上記の1者のみ、また、上記以外の私鉄がスト決行中の場合、どうしても登校できない地域の者は、その旨を担当に連絡すること。

(2) 3校時から授業実施の場合、時間割変更が予想されるので、その日の時間割全部の準備をすること。

3. その他の緊急時の処置

緊急事態が発生した場合は、FairCastより予め登録いただきました連絡先に一斉連絡を致します。

以上

京都国際学校の災難緊急状況時の生徒登校指針

1. 緊急状況：暴風、暴風雪、大雨、地震、火災等
2. 根拠：気象庁の予報(京都市と近隣地域)
3. 施行：2017. 9. 21.
4. 行動要領＜時間の基準：当日、午前6時30分から8時まで＞

		学校登校			学校以外場所		
京都市 緊急状況		連絡有無	午前6時30分	午前8時	連絡有無	午前6時30分	午前8時
暴風	特別警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
	暴風警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
	暴風雪警報	なし	家庭待機	休校	なし	中止	中止
大雨	大雨警報	なし	登校	登校	連絡	連絡	中止
地震	震度5弱以上	なし	休校	休校	なし	中止	中止
	震度5弱未満	連絡	待機	休校	なし	中止	中止
火災	学校火災	連絡	連絡	連絡	<u>なし</u>	<u>実施</u>	<u>実施</u>

- (1) 授業の中止の対象とするのは、①「特別警報」②「暴風警報」③「暴風雪警報」が発令されている場合のみとします。
- (2) 大雨警報のみ発令されている場合は従業を実施しますので、ご注意ください。
- (3) 始業時刻後に 1. の警報が発令された時又は発令されると予想される場合は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (4) 上記にかかわらず、生徒に危険(鴨川や桂川の決壊、記録的な大雨で等)があるものと学校長が判断した場合は休校とすることがあります。

保護者の皆様へ

京都国際中等学校 校長 朴 慶洙

気象警報等発令時の対応について

台風など自然災害が予想される場合の気象警報発令時の対応を、次のように定めます。但し、交通機関の運休等の時は学校ホームページを参考ください

1. 生徒の通学時における安全確保のため、次の①、②、③のいずれかが発令されている時、後の2～4に沿って始業時刻の変更や休校等の措置をとります。

①「特別警報」が発令されている。「特別警報」とは、気象庁が発表してきたこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に出される警報です。）②「暴風警報」と「大雨警報」の2つの警報が発令されている。③「暴風雪警報」が発令されている。

2. 京都市に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階(午前6時30分から8時まで)で、京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 午前8時の時点で、京都市に上の警報が発令されている時は、休校とします。
- (3) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。
- (4) 自宅を出た後、京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。
(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。

3. 京都市以外に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。
- (3) 午前8時の時点で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、京都市に上の警報が出ている時は、休校となります。
- (4) 自宅を出た後、居住している地域または京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。

4. 注意事項

- (1) 警報が発令されていない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JRや路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、学校へ連絡し、指示のもとで自宅待機してください。
- (2) 自宅待機による欠席は特別欠席扱いとします。
- (3) テレビ・インターネット等で気象警報の状況を確認し、警報が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (4) 始業時刻後に **1の警報が発令された時又は発令されると予想される場合は**、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (5) 休校等により行われなかった授業については、長期休業日等に振り替えて行う予定です。
- (6) 模擬試験や休業中の補習等についても、この「気象警報発令時の対応」に準じてください。
- (7) 自宅待機によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。
- (8) 休日・休業中の部活動については、原則としてこの「気象警報発令時の対応」に準じますが、詳しくは学校の指示に従ってください。(平成29年9月改訂)